

県営都市公園におけるクマ出没時の対応方針

1. 目的

県営都市公園又はその近傍においてクマが出没した場合に備え、利用者の安全確保を最優先に基本的な対応方針を確認・共有するとともに、警戒体制への移行、臨時閉園やその解除にあたり、基本的な考え方や判断材料とすべき情報等について、以下に整理する。

2. クマ出没時の基本的方針

I 県営公園へクマが近接しつつある場合

クマの目撃情報による近接状況、公園周辺の地形等を勘案のうえ、「警戒体制」と「予防的臨時閉園」の2段階による対応を基本とする。

(1) 警戒体制

- 園内放送、HP、SNS、アプリ、掲示等による注意喚起
- クマ目撃情報のモニタリング開始
- 警察、市町、土木事務所との情報共有
- 樹林地や水辺の巡視強化
- イベント主催者やテナント等出店者への予防的臨時閉園の予告

(2) 予防的臨時閉園

- 土木事務所へ臨時閉園を協議
- 園内放送、HP、SNS、アプリ、掲示等による臨時閉園の周知
- イベント中止又はその要請
- 来園者の退園誘導
- 入口閉鎖
- 警察、市町、土木事務所との情報共有の継続
- リモート監視の強化（監視カメラ等）

(注) 臨時閉園の決定権は、岐阜県事務委任規則により土木事務所長に帰属。

(3) 「警戒体制」と「予防的臨時閉園」の判断の目安

それぞれ体制に移行するための判断は、県営公園ごとに地形、立地環境、過去のクマ出没状況、地元市町の対応体制などを考慮のうえ、次に掲げる情報を目安として、いずれか又は複数の組み合わせをもって判断する。

- ①特定の地形・地物を超えるクマ目撃情報
- ②クマ目撃情報の位置から公園までの距離
- ③河川・用水路・山林など公園へ進入しうる経路上でのクマ目撃情報
- ④周辺の小中学校における集団下校や休校等の措置
- ⑤市町や警察からの注意喚起情報（外出自粛要請など）



<県営公園ごとの判断の目安>

公園名	警戒体制	予防的臨時閉園
養老公園	公園から概ね半径 3 km 圏内での複数の目撃情報	公園から概ね半径 1 km 圏内での複数の目撃情報 (ただし、確証の乏しい「クマらしき情報」を除く。)
岐阜県百年公園	公園から概ね半径 3 km 圏内での複数の目撃情報	公園から概ね半径 1 km 圏内での目撃情報 かつ最寄りの小中学校（金竜小学校、小金田中学校）の休校措置
各務原公園	公園から概ね半径 3 km 圏内での目撃情報	各務野自然遺産の森や各務原パークウェイでの目撃情報
ぎふワールド・ローズガーデン	公園から概ね半径 3 km 圏内での目撃情報	公園から概ね半径 1 km 圏内での目撃情報 又は最寄りの東明小学校の休校若しくは途中下校措置
ぎふ清流里山公園	公園から概ね半径 5 km 圏内での目撃情報 かつ周辺の小学校（三和、伊深又は川辺西）の休校措置	公園から概ね半径 1 km 圏内での目撃情報 かつ最寄りの小学校（山之上、蜂谷）の休校措置

- (※) クマの目撃情報には、足跡や痕跡を含む。
- (※) 養老公園の予防的臨時閉園にあたっては、養老町産業観光課と要調整。
- (※) 岐阜県百年公園の予防的臨時閉園にあたっては、岐阜県博物館と要調整。
- (※) 上表にない世界淡水魚園については、隣接する国営公園の体制に準じる。

Ⅱ 県営公園内に突発的にクマが出没した場合

突発的に県営公園内にクマが出没した場合は、直ちに次の初動に移るとともに、かつ可及的速やかに「臨時閉園」する。

この場合、特に来園者の安全な退避支援に注力する。

(1) 園内放送等による緊急アナウンス

退園又は建物への一時退避（民間施設を含む。）を呼びかけるとともに、クマに遭遇した場合の注意事項などを反復。

(2) 警察・地元市町への速報

警察や市町担当課へ速報し、猟友会の出動、来園者の安全確保への協力等を要請。

(3) 土木事務所へ臨時閉園を確認

クマ目撃情報とともに臨時閉園へ移行することについて確認。

(4) HP、SNS、アプリ、掲示等による緊急情報発信

クマ目撃情報と臨時閉園について広く発信。

(5) 来園者の退避支援

ア 来園者に対して、より安全な退園ルートを案内・誘導する。

イ 速やかな退園が困難な者（以下「退園困難者」という。）があるときは、最寄りの堅固な建物（民間施設を含む。）への一時避難を呼びかける。

ウ 園内巡視等により退園困難者を把握のうえ、管理業務用車両などを使って安全な地点まで搬送する。

エ 徒歩や自転車による来園者があるときは、安全に退園することが可能となるまでの間、公園内の安全な建物に収容する。

3. 臨時閉園の解除の基本方針

上記Ⅰ又はⅡによる臨時閉園後、次の（１）又は（２）いずれかに該当した場合は、臨時閉園を解除（注）する。

<解除の目安>

（１）クマが駆除又は捕獲された場合

（２）上記以外の場合は、次の情報を参酌のうえ、差し迫った危険が消滅した蓋然性が高いと総合的に認められる場合

- ア 目撃情報が１週間程度途絶えていること
- イ 園内パトロールで痕跡（足跡・糞・爪痕など）が見受けられないこと
- ウ 警察、市町担当課の意見を聴取し、閉園解除について異論がないこと

ただし、（２）により解除した場合は、解除後１週間程度は園内巡視を強化するとともに、HP、SNS、アプリ、掲示等による注意喚起及び目撃情報の提供を広く呼びかける。

（注）臨時閉園の解除の決定権は、岐阜県事務委任規則により土木事務所長に帰属。

4. 平時の対策等について（R8.5.27 国交省公園緑地・景観課からの事務連絡参照）

- （１）クマの誘引物となるものを適切に管理すること。具体的には、園内の農作物等に加え、屋外に出された生ごみなどを放置しないように管理をすること。クマの隠れ家になるような、不要な藪などは定期的に刈り取ること。
- （２）早朝・夕方、道路沿いで見通しが悪い場所の通行には注意すること。
- （３）クマの生息地には、むやみに立ち入らないこと。やむを得ず入る場合は、
 - ・クマの行動が活発な明け方・日の入り前後の立ち入りや単独行動を避けること。
 - ・鈴やラジオなど、音の出るものや適切なクマ撃退スプレーを携帯する、ヘルメットやリュックを身に着けるなどの対策をすること。
- （４）クマに出会ってしまった場合は、慌てず、ゆっくり、クマと人との間に電柱や車、木などを挟むように移動すること。至近距離で出会って襲われた時は、両腕で顔面や頭部を覆い、うつ伏せになるなど、被害を最小限にとどめる行動をとること。